

関原発 第143号  
2022年 6月17日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

美浜発電所第3号機発電用原子炉施設に係る  
使用前確認申請書の記載内容変更について

2021年4月23日付け関原発第42号で申請（2021年8月2日付け関原発第306号で申請書の記載内容変更）しました美浜発電所第3号機発電用原子炉施設に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

美浜発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第 42号 (2021年 4月23日)

以下、使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第306号 (2021年 8月 2日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前確認申請書

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第306号の申請書記載事項

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査 (表1) 期日 自 2021年 8月 5日 至 2022年 9月 場所 美浜発電所 三菱電機株式会社 電力システム製作所 (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 株式会社ベンカン機工 大阪工場 (兵庫県尼崎市西長洲町)</p>
	<p>工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 (表3-1) 期日 自 2021年 4月26日 至 2022年 9月 場所 美浜発電所 株式会社ベンカン機工 大阪工場 (兵庫県尼崎市西長洲町) 株式会社西鋼 大阪工場 (大阪府大阪市大正区南恩加島)</p>
	<p>工事の工程 工事完了時の検査 (表7) 期日 自 2022年 8月 至 2022年 9月 場所 美浜発電所</p>
	<p>工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査 (表9) 期日 自 2021年 8月 至 2022年 9月 場所 美浜発電所</p>
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2022年 9月

(下線は変更部分)

(変更後)

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査 (表 1) 期日 自 2021年 8月 5日 至 2022年 7月28日 場所 美浜発電所 三菱電機株式会社 電力システム製作所 (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 株式会社ベンカン機工 大阪工場 (兵庫県尼崎市西長洲町)
	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 (表 3-1) 期日 自 2021年 4月26日 至 2022年 7月28日 場所 美浜発電所 株式会社ベンカン機工 大阪工場 (兵庫県尼崎市西長洲町) 株式会社西鋼 大阪工場 (大阪府大阪市大正区南恩加島)
	工事の工程 工事完了時の検査 (表 7) 期日 自 2022年 7月19日 至 2022年 7月28日 場所 美浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査 (表 9) 期日 自 2021年 9月28日 至 2022年 7月28日 場所 美浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2022年 7月28日

(下線は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書  
添付資料のとおり
2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書  
変更なし
2. 4 添付資料-3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書  
変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第306号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

項目	年月	2021年					2022年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
発電用原子炉施設に係るもの 原子炉格納施設 原子炉格納容器 原子炉格納容器配管貫通 部及び電気配線貫通部					工事期間								

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月	2021年						2022年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1月	2月	5月	6月	7月	8月
発電用原子炉施設に係るもの 原子炉格納施設 原子炉格納容器 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部												

工事期間

使用前事業者検査 (表 1)

使用前事業者検査 (表 3-1)

使用前事業者検査 (表 7)

使用前事業者検査 (表 9)